

○学校法人加計学園役員報酬及び評議員手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人加計学園（以下「学園」という。）の役員報酬及び評議員手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び手当)

第2条 役員報酬月額は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 理事長 | 315,000 円 |
| (2) 副理事長 | 299,000 円 |
| (3) 専務理事 | 282,000 円 |
| (4) 常務理事 | 260,000 円 |
| (5) 常勤理事 | 183,000 円 |
| (6) 非常勤理事 | 183,000 円 |
| (7) 監事 | 150,000 円 |

2 評議員の手当は次のとおりとする。

- (1) 会議出席手当 1日 10,000 円（源泉徴収税を除く）

ただし、委任状出席の者には不支給とする。

3 役員報酬及び評議員手当は学外の者も同額とする。

4 役員と評議員を兼ねる者については役員報酬と評議員手当を支給する。

(支給方法)

第3条 役員報酬の支給は毎月27日とする。ただし、当該支給日が休日等の場合は直前の金融機関営業日とする。

2 評議員手当の支給日は原則会議の開催日とするが、遠隔地によるテレビ会議システムによる出席者は後日支給とする。

3 第2条第1項の役員報酬については、月の中途において就任又は退任した場合も全額支給する。

(費用)

第4条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等

の支給基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 (令和元年6月1日 決裁)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附則 (令和元年12月24日 第11回理事会)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。